

○学校法人奈良大学

特別職の給与規程

(昭和58年3月19日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人奈良大学（以下「法人」という。）の特別職の給与について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程における特別職とは、理事長及び学長・高校長・本部事務局長・大学事務局長その他の本法人職員職兼務理事をいう。

(給与の種類)

第3条 前条の特別職のうち、理事長・学長・高校長・本部事務局長及び大学事務局長には、この規程の定めるところにより給料、理事手当、通勤手当及び期末手当を支給し、その他の本法人職員職兼務理事には、別に定める給与のほかこの規程の定めるところにより理事手当を支給する。

2 本部事務局長及び大学事務局長に対する理事手当は、その者が理事に選任されたときに限る。

(給料の額)

第4条 給料の月額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 理事長 | 850,000円 |
| (2) 学長 | 800,000円 |
| (3) 高校長 | 650,000円 |
| (4) 本部事務局長 | 600,000円 |
| (5) 大学事務局長 | 550,000円 |

2 理事長は、特別の事情があるときには前項の給料の額の範囲内において別の定めをすることができる。

(給料の支給期間)

第5条 給料は、就任の日から支給し、退職、失職又は死亡したときは、その日まで支給する。

2 前項の規程により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給する以外のときは、その給料額は、そ

の給与期間の現日数から勤務を要しない日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(理事手当の額)

第6条 理事手当の額は、月額70,000円とする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当については、奈良県における「一般職の職員の給与等に関する条例」(昭和32年条例第33号。)及び同条例を施行するための規則の例による。

(期末手当)

第8条 期末手当については、一般職員の例により理事長が定める。

(規程の改廃等)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとし、この規程運用上の疑義、解釈は理事長の決定によるものとする。

附 則

この規程は、昭和58年3月19日改正し同日から施行し、昭和58年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 理事手当の支給については、この規程にかかわらず、当分の間停止する。

附 則

この規程は、平成15年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 平成6年4月1日施行附則2項の理事手当の停止について、これを解除する。

○非常勤の役員及び評議員の手当の支給に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、常勤の理事及び職員の内から選任された評議員を除く役員及び評議員（以下「非常勤の役員及び評議員」という。）の手当の支給について必要な事項を定める。

(支給対象)

第2条 前条の非常勤の役員及び評議員は、次の者とする。

- (1) 非常勤の理事
- (2) 非常勤の評議員
- (3) 非常勤の監事

(非常勤の理事及び評議員の手当の支給額及び支給方法)

第3条 非常勤の理事及び評議員の手当の支給額及び支給方法は、次のとおりとする。ただし、理事会又は評議員会の出席にかかる交通費が、次の各号の支給額を超えるときは、この内規にかかわらず学校法人奈良大学特別職の旅費規程を準用する。

- (1) 非常勤の理事の手当の額は、理事会出席1回ごとに、所得税の控除後の日額を30,000円とし、その都度現金で支給する。
- (2) 非常勤の評議員の手当の額は、評議員会出席1回ごとに、所得税の控除後の日額を30,000円とし、その都度現金で支給する。ただし、寄附行為第22条第3号の非常勤の評議員が同じ日の理事会に出席する場合は、これを支給しない。

(非常勤の監事の手当の支給額及び支給方法)

第4条 非常勤の監事の手当の支給額は、所得税の控除後の月額を30,000円とする。

- 2 前項にかかる支給方法は、4月から6月までの期間を6月21日、7月から9月までの期間を9月21日、9月から12月までの期間を12月21日及び1月から3月までの期間を3月21日に、それぞれの期間に相当する額を支給する。
- 3 前項の支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。
- 4 新たに監事となった場合は、任期の始日の属する月を全額として、第1項及び第2項に規定する支給額及び支給方法により支給する。
- 5 退任及び解任となった監事は、退任及び解任の日の属する月を全額として、第2

項に規定する支給方法にかかわらず、第1項の支給額をその月の末日に未支給分を含めて支給する。

(内規の改廃等)

第5条 この内規の改廃は、理事長の決裁によるものとし、運用上の疑義、解釈は理事長の決定によるものとする。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

○役員等退任慰労金支給内規

第1条 法人の役員並びに評議員に対する、退任慰労金の支給に関する取扱いについては、この内規の定めるところによる。

第2条 前条の役員・評議員が任期満了等により退任した場合は、在任期間に応じてそれぞれ次に掲げる慰労金を支給する。ただし、常勤の理事及び職員の内から選任された評議員を除く。

	役員	評議員
(1) 4年未満	30,000円	20,000円
(2) 4年以上8年未満	100,000円	50,000円
(3) 8年以上12年未満	200,000円	100,000円
(4) 12年以上16年未満	300,000円	150,000円
(5) 16年以上20年未満	400,000円	200,000円
(6) 20年以上	理事長の決定による	

第3条 役員・評議員が任期満了後も引き続き再任された場合は、その期間を通算するものとする。

第4条 第2条に規定するもののほか、特に功労の大である者に対しては理事長が定める。

第5条 この内規の改廃は、理事長の決裁によるものとする。

附 則

この内規は、平成6年1月1日から施行する。